

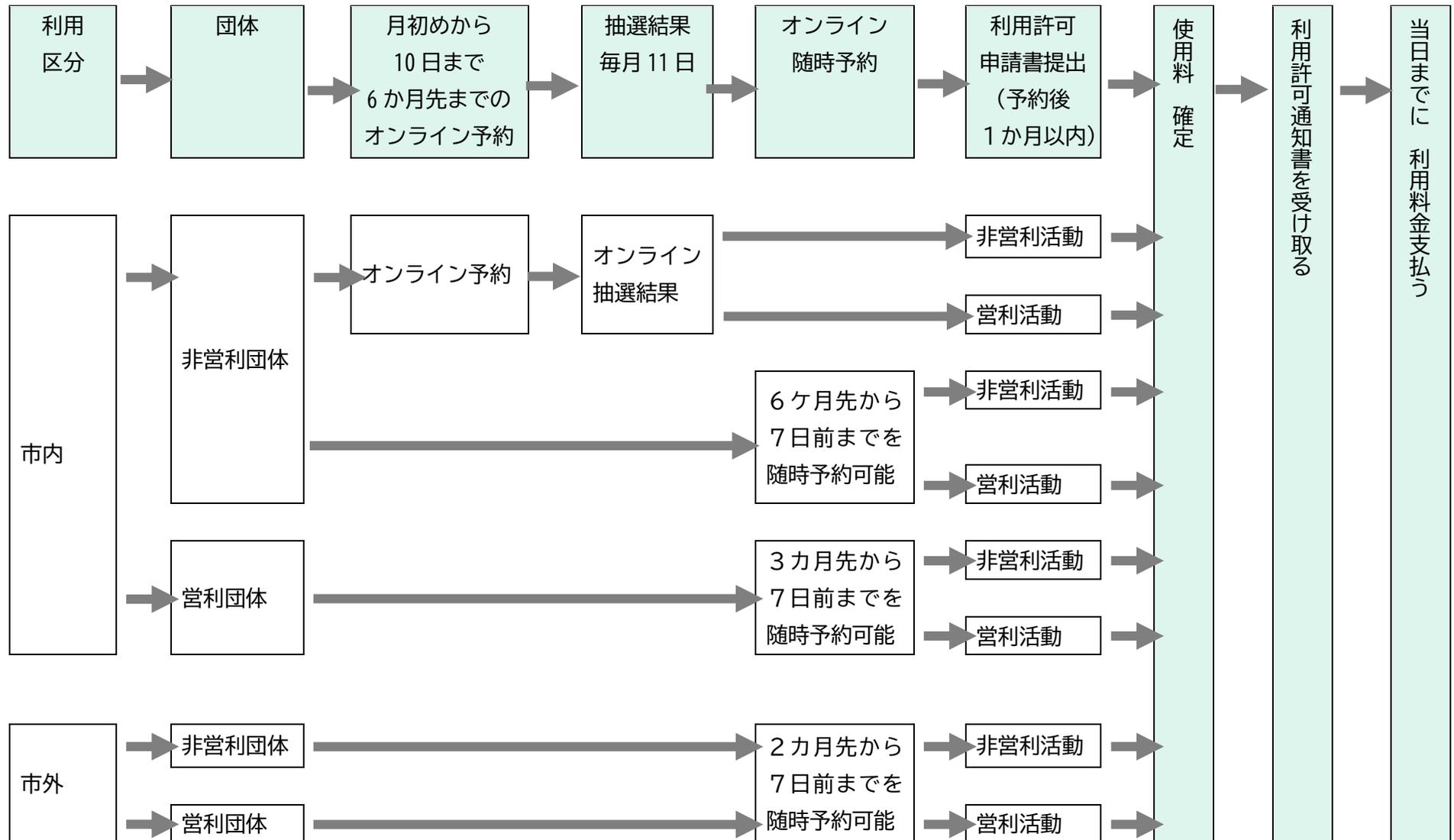
資料 1 「地域交流センター」の利用申請に関すること

2026. 3月議会質問資料

17番議員 田中紀子

大綱 1 中項目(4) ①A ②B.C

A) 利用の手引き(案)からわかった利用するまでのスケジュール



B) 利用申請後のキャンセルについて

2026. 3月まで	<p>公民館管理運営規則</p> <p>第8条 条例第9条第2項の規定による公民館の使用料は、第6条第2項に規定する公民館使用(取消・変更)許可通知書の交付を受けたとき納付しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p>
2026. 4月から	<p>地域交流センターの設置及び管理に関する条例</p> <p>第6条(利用の許可) 施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする</p> <p>第7条 (利用中止の届出)利用許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該利用許可に係る施設等(以下「許可施設等」という。)の利用を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに市長にその旨を届け出なければならない</p> <p>第10条 (使用料)利用者は、交流センターの利用に係る使用料を許可施設等を利用する前に市長に納付しなければならない。ただし、利用前に納付することができないやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない</p> <p>利用の手引き(案)</p> <p>施設の利用を取りやめる場合は、該当の交流センターの窓口で「利用中止届書」・「使用料返還申請書」を提出してください。なお、お支払いいただいた使用料は原則返還しませんが、以下の場合は使用料の全額又は一部を返還します。</p> <p>(1) 災害その他の事故により許可施設等を利用することができなくなったとき…全額</p> <p>(2) 市が許可施設等を使用する必要性が生じたとき…全額</p> <p>(3) 利用者が利用日の30日前までに利用中止の届け出をした場合…全額</p> <p>(4) 利用者が利用日の10日前までに利用中止の届け出をした場合…5割に相当する額</p> <p>※(3)と(4)の返還金の計算は利用日を起算とした、利用中止の届け出の受理日との間の日数で算出します。</p> <p>※使用料の返還には、1か月から2か月程度のお時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。</p>

C) 利用の手引き(案)…利用許可後の利用中止・使用料の返還

